

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

文部科学大臣として、心よりおわびを申し上げます。今後、決して同様のことが起こらないように、再発防止に全力で取り組んでまいります。

○古川国務大臣 法務省におきまして、一般会計歳出予算各目明細書を改めて確認をいたしましたところ、一か所、組織、公安調査庁、目、公共施設等維持管理運営費の積算内訳の参考、国際法務総合センター維持管理運営業務を記載した部分におきまして、令和三年度以前支出額を、本来二億三千四十万三千円と記載すべきところを二億三千四十三万円と、二万七千円多い金額を記載していました。おわびを申し上げます。

○齊藤国務大臣 この度、予算案審議の資料として配付させていただいております令和四年度国土交通省所管一般会計歳出予算各目明細書につきまして改めて確認を行つたところ、その積算内訳に二項目の記載誤りが判明いたしました。

誤りの原因は、手入力による作業で記載漏れがあつたこと、さらにはその確認作業が不十分であつたことなどです。

予算の国会審議に関わる文書におきまして、このような誤りを生じさせましたことは極めて遺憾でございます。国土交通大臣としても、心より、心よりおわびを申し上げます。

組織の規律をしつかりして、今後決して同様のことが起こらないよう、再発防止に全力で取り組んでまいります。

○階委員 今、三大臣から説明とおわびの言葉がありました。

これは、入力した職員及び確認した職員の緊張感が欠けていたことによるものと言わざるを得ません。

今後は、マニュアルを改定したり、チェック体

制を強化したり、あるいは幹部職員から一般職員に至るまで意識づけを強化するといった再発防止策を講じまして、決して同様のことが起こらないよう再発防止に全力で取り組んでまいりたいと思つております。

いやしくも国会に提出をする文書におきましてこのような誤りがありましたことは、大変申し訳なく、また恥ずかしいことだというふうに思つております。再発防止に全力を挙げたいと思つております。おわびを申し上げます。

○齊藤国務大臣 この度、予算案審議の資料として配付させていただいております令和四年度国土交通省所管一般会計歳出予算各目明細書につきまして改めて確認を行つたところ、その積算内訳に二項目の記載誤りが判明いたしました。

誤りの原因は、手入力による作業で記載漏れがあつたこと、さらにはその確認作業が不十分であつたことなどです。

予算の国会審議に関わる文書におきまして、このような誤りを生じさせましたことは極めて遺憾でございます。国土交通大臣としても、心より、心よりおわびを申し上げます。

組織の規律をしつかりして、今後決して同様のことが起こらないよう、再発防止に全力で取り組んでまいります。

○階委員 今、三大臣から説明とおわびの言葉がありました。

これは、入力した職員及び確認した職員の緊張感が欠けていたことによるものと言わざるを得ません。

今後は、マニュアルを改定したり、チェック体

のであつたりするわけですけれども、国民の皆さんにとつては、この問題の重要性がびんとこない面もあるかもしれません。しかし、この予算審議というのは、国民の大切な税金を一円たりとも無駄にしないで、そしてしつかりその使い道を精査する場です。

過去にこうした事例があつたのか、平成以降、調べました。こうした事例を調べたところ、今までは、平成の全期間を通じて、都合六個の役所、そして国会の単位でいうと五回しかなかつた、こういうことであります。それが、今回、一つの国で一気に四つですよ。これはどうしたことなんでしょうか。役所の姿勢が、もうどんどんがが緩んでいるとしか思えないわけです。

特に国交省においては、つい最近、統計不正のことが問題になつたばかりです。統計不正を踏まえて、細心の注意を払つてこの予算書は作らなくていけないはずなのに、ここでも数字の誤りが出てゐる。

そして、今日、総理にお尋ねしますけれども、朝日新聞の報道によりますと、例の建設受注統計で、推計すれば四兆円ぐらい、総理が改善されたと言つた令和二年以降も四兆円もの上振れがあつたんではないかというふうに言われております。四兆円。全体で八十兆円ぐらいの年間の受注額の中では四兆円、五%ぐらいも上振れしている。これは、統計の信用性に大きな影響を与えるわけです。

総理は、多分御自身で答弁を考えられたわけでないと思いますけれども、私が十二月にこの場

で質問したときに、令和二年一月以降はもう改善しているというふうにおっしゃっていました。しかし、実態はこのとおり。改善したとはいっても、今までは、調査票を後から出した分について、全部出された月に上乗せして集計していた。それを、改善したとはいへ、前月分についてはまた上乗せをしていました。前月分の上乗せだけ足し合

させていくと、本来の数字よりも四兆円も増えていた。こういうことで改善したと言えるんでしょうか。

総理、前回の私の質問に対する答弁を撤回していただいて、そして、国交省の統計問題について、これほど数字が違ひが出ると、やはり予算の収入に関する算定根拠であるGDP、これにも影響が大いに及んでいる可能性があります。

前回も申し上げましたけれども、GDPの再算定、これが必要だと思います。この件について、総理の答弁を求めます。

#### ○齊藤国務大臣　お答えさせていただきます。

臨時国会における総理の答弁でござりますけれども、建設工事受注動態統計調査に関し、平成二十一年四月から生じた二重計上については、検証委員会報告書においても、令和二年一月分から過月分を除外した上で、新たな推計方法で再計算されましたとされております。令和二年につきましては、新たな推計方法、つまり過月分を合算しない方法で計算された。総理の答弁は、それを前提にした答弁でございます。

しかしながら、その改善された手法でやつたとしても、これは後から分かつたことですけれども、

検証委員会において、一部の県において、まだ合算したものが提出されていた。

そういう影響はまだ残つているので、そこは修正しなくてはいけませんけれども、総理の答弁におきましては、その時点で、新しい、過月分を除外した新たな推計方法で再計算されたものであるということは、検証委員会でもきちつとそのように認定されているところでございまして、総理の答弁が誤っていたということではございません。

○岸田内閣総理大臣　まず、この資料の過ち、総務省に加えて、また三省の資料に過ちがあつたということ、このことにつきましては、大変遺憾なことであり、改めて重ねておわびを申し上げなければならぬと考へております。

そして、こうしたこと、気の緩みであるという御指摘、これは当然のことであり、改めて各省庁に対して、気を引き締め、再発防止に努めるよう指示を出したところであります。

そして、その上で、今御質問の私の発言についてであります。私の発言は、今、国交大臣からも補足はしていただきましたが、令和二年一月分からは新たな方法に基づく数字で公表していました、この点を指摘をして、改善をされたと発言をしたわけですが、この点については、今回の第三者による報告書の中においても、同様に、令和二年一月分から、過月分を除外した上で、新たな推計方法で再計算されたと記載されており、同様の事実が指摘をされているわけです。しかし、その後、今回の報告書において、異なる複数の不適切な処理がされていたこと、そして、問題発覚後に国土

交通省内部で、不適切な事後対応が問題であったこと、こういったことが明らかになつた。これが事実の経緯でありました。

そして、今委員の方から、報道された大きな数字の違いが疑われるということについてであります。ですが、報道はもちろん承知をしておりますが、複数の専門家が助言をされ、そして計算をしたということがあります。推計方法等が明らかでありますので、数字について直接申し上げることは控えたいと思いますが、この二重計上における影響ということについては、国土交通省が立ち上げた統計の専門家による検討委員会において、過去の統計の遡及改定、要は数字の復元、こういったことについて検討を進めています。

是非この作業によって、過去の数字はどうであつたのか、遡及改定、復元をしつかり行つた上で説明をさせていただくことが重要であると考えております。その作業を急がせたいと考えます。

○階委員 今の総理の答弁は、前回の私の質問の時点で総理が認識していた情報の下では、改善したという答えは間違いでなかつたということだと思ふんですが、ただ、他方で、国交省の方はどういう事實を認識していたかというと、総理が改善されたというふうにおつしやつた令和二年一月以来も、二重計上は、前月分については続いていた、それからもう一つは、今総理も触れられたように、一月以降は、各都道府県にも、二重計上のようなことはしないよう、合算はしないようにといふことは指示したんですけども、徹底されていなかつた。徹底されなかつた結果、そのことによつて

て水増しというのも生じている。これは総理が當時知らなかつたことだと思います。

こうしたことですが、役所は知つてゐるのに、ちゃんと伝えない。これも隠蔽体质の現れだと思うんですよ。この後も取り上げますけれども、こうして隠蔽体质は、今回の国交省の問題が最初ではありません。森友問題に始まって、私が法務委員会で取り上げた入管の問題もそうです。

隠蔽問題がどうしてこんなに続いていくのか。これを私たちはしっかりといかなくちゃいけないと思っています。これは後半で取り上げます。

まず、質問の順番に沿つて、今日は、最近はウクライナの問題など国際情勢も気になりますけれども、国政の大きな問題である物価についてお尋ねしていきたいと思います。

まず、ちょっと前までは物価はマイナスという状況が続いていたんですけども、ここに来て、物価が上がつています。

二十一日に総務省が発表した十二月の消費者物価指数、生鮮食品を除くコア指数というものでは、四か月連続の上昇で、〇・五%プラスになっています。特に灯油代は、前年同月比で三六%も上昇しています。ガソリンは二二%。電気は一三%。生鮮食品を除く食料品や日用品など生活必需品もじわじわと値上がりしています。

私の地元である岩手を回つてみると、今年は冬の寒さが厳しく、しかも、コロナ禍で換気もないといけないということで、例年より暖房に必要なエネルギーの消費量が増えています。そこで

余計に、値上がりと消費量の増大によつて出費がかさむという声を耳にします。中小企業においては、原材料の仕入価格の値上げも顕著になつています。

パネルの一番目を御覧になつてください。

これは、左側は生産者段階の物価動向。今申し上げました仕入れに関わる部分です。そして、右側が消費者物価の動向。対比してみると、日本が青いライン、アメリカが赤いライン、ユーロ圏、ヨーロッパが緑の点線です。

日本は、アメリカやヨーロッパほどではないんですけれども、左側の生産者段階の物価動向、大きく上がって、直近では八%から九%ぐらい。他方で、右側の消費者物価の方は、さつき言つたとおり、上がつたとはいってもまだ〇・五%ぐらい。

そこで、何を言いたいかというと、仕入価格が消費者物価すなわち小売価格に十分に反映されなくて、中小企業の利益が細つっていくような、そういう状況になつています。ということは、当然、従業員の賃金も上げにくくなつてきます。

パネルの二を御覧になつてください。

これは、名目の賃金から物価上昇分を差し引いた実質賃金、これがブルーの折れ線です。それとさつきの消費者物価とを比較してみたのですけれども、ここに来て、名目の賃金から物価上昇を差し引いた実質賃金はマイナスになつてきました。以上を踏まえて、総理に質問したいと思います。

よく、物価上昇には二種類あると言つていて、一つは、よい物価上昇。物価の上昇によつて企業の収益が改善して、労働者の賃金が上昇して、

個人消費が活発化して需要が増大する、これがよい物価上昇です。もう一つは、悪い物価上昇。今申し上げた賃金の増加や需要の拡大を伴わないような、単なる物価の上昇です。

現在起きている日本の物価上昇は、私は悪い物価上昇だと思いますが、総理のお考えをお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣　いい悪いということについて、どこで線を引くかということは難しいかとは思いますが、委員おっしゃるように、まず、今回の物価上昇は、原油を始めとする世界的な原材料費の高騰、ガソリンやエネルギーの価格高騰、こうしたものを背景としたものであると思います。ただ、資料で御指摘になつたように、そうした原材料費の高騰が価格転嫁できない、こういった現実がある、こういったことだと思います。

やはり、こうした物価高騰に対しては、そうし

たものがしつかり価格転嫁が行われ、そして賃金の引上げが行われ、そしてそれが消費につながつて、そして次の経済成長につながる、こうした好循環の中で物価が上がるというのが好ましい状況だと私も理解をいたしました。

そうした賃金引上げ等、価格転嫁そして賃金引上げ、これは、こうした今現実の物価高騰を前にして、一刻も早く政治の責任として政策の中で実現していくよう努力をしていかなければいけない、こうしたことを改めて感じたところであります。

○階委員　明言を避けられましたけれども、輸入物価が上がっているということはお認めになつたと思います。

その上で、日銀総裁にお尋ねしますけれども、

輸入物価が上がっているのは、元々の値段が上がっていることプラス、円安が進むことによつても輸入物価は上がります。

そこで、今の異次元金融緩和を続けていくとどういうことになるかということなんですが、先ほど見たとおり物価の上昇が進んでいるアメリカやヨーロッパでは、物価を抑えるために金融を引き締める、つまり金利を引き上げる動きが出てきています。つまり、内外で金利差が拡大していく、そんな状況です。

そうすると、金利が低い円から運用上有利なドルなどの外貨にお金が流れ、円安が加速しかねません。すると、ますます輸入に頼るエネルギーや原材料が値上がりして、私から言わせると、悪い物価上昇が進む懸念があると思います。

今の異次元の金融緩和を継続して、この悪い物価上昇を阻止できるのかどうか、日銀総裁にお尋ねします。

○黒田参考人　委員御指摘のとおり、我が国の生鮮食品を除く消費者物価の前年比は足下でプラス〇・五%になつております。このような最近の物価上昇の背景には、我が国経済の持ち直しに伴うマクロ的な需給バランスの改善に加えて、これも委員御指摘のとおり、国際的な資源価格の上昇やその販売価格への転嫁も影響しているのは事実でございます。

なお、現在の消費者物価への影響について見ますと、国際商品市況の影響というのが円安といつた為替の影響よりもはるかに大きいという結果に

なっております。

これは、一面で、為替の場合には異常な円高とか円安というのは非常に好ましくないんだけれども、ファンダメンタルズを反映した範囲内で安定的に推移している限り、その下で若干円安になつても、それ 자체としてはむしろ経済にプラスに働くということが見られておりまして、足下で、異常な円安になって、それが輸入物価を大きく引き上げるということにはなつております。むしろ、私どもが今注目しておりますのは、やはり国際商品市況、特にエネルギー価格がかなり上昇しているということになります。

その下で、これまで御指摘のとおり、PPIは非常に大きく上がつていて、PPIが〇・五%しか上がつていらないということは、逆に言いますと、企業は海外への輸出価格とか企業間の価格は上げているんですけども、対消費者の、消費者物価については価格転嫁をかなり抑制しているということになります。

そのことが、これも委員御指摘のとおり、中小企業、特にサービス関係の中小企業が、仕入価格などの、エネルギーを中心としたものの価格の上昇を販売価格に転嫁できていないということありますので、その点は確かに、中小企業、特にサービス産業の中、中小企業において収益にマイナスに働いている。これは、私ども、非常に警戒しつつその状況を見ております。

これはさらに、コロナ禍の下で、サービス、対面型サービスが非常に大きな影響を受けています。もちろん政府が大規模な支援をしておりますけれ

ども、それでも、対面型サービス、そこにおける中小企業が大きな影響を受けていることは事実でございますので、この点については非常に警戒をしております。

ただ、一方で、総理も言われたように、経済が拡大し、物価も賃金も企業収益が増加する中で上がっていくという形で好循環が起ころうということが一番重要でございますので、日本銀行としては、引き続き、金融緩和を続けて、景気の回復、そして企業収益の回復、それが賃金の上昇につながり、その下で消費者物価が徐々に上がっていいくという形を目指しているということは事実でございます。

ただ、御指摘の中小企業への影響、それから、賃金が上がる前に物価が大きく上がつていくというに対する警戒、それは引き続き続けておりますので、そういうことをよくにらみながら現在の金融緩和を継続していく必要があるというふうに思つております。

○階委員 今長々と述べられましたけれども、円安はそんなに悪い影響は与えないということを言つていましたが、今の話を聞いているんじゃないです。この先、金利差が拡大すれば、円安が進んで悪い影響があるんじやないかということを言いました。

それから、金融緩和を続けることによって悪い物価上昇をよい物価上昇に変えていくんだというような趣旨のことも言わされましたけれども、実際、黒田総裁が九年前に着任して何を言つたかというと、二年間でよい物価上昇を、物価安定目標二%を実現するということを言つて、ずっと、二年ど

ころか九年間、同じことをやつてきました。

委員の皆さんには、三ページ目に、実際、この間、CPIがどういうふうに推移したか、消費者物価がどのように推移したかということが書かれていますけれども、三ヶ月ごとに日銀は物価の見通しを改定しますけれども、最初は威勢がいいことを言つても、だんだん、時がたつにつれてトーンダウンしてくる。その繰り返しで、一番下の実績値を見てください。二〇一三年度、〇・八に始まって、途中、二〇一五年度、二〇一六年度、マイナスです。また、ここに来て、二〇二〇年度も大きなマイナス。二〇二一年度も、足下はプラスになっていますけれども、当初はマイナスでした。

こういうことで、よい物価上昇が全く実現できないまま、今、悪い物価上昇の懸念が生じている、こういう状況なんですね。この状態をもたらした、私は日銀の責任は重いと思つていますよ。どうしてこれほど、よい物価上昇は起きないで、悪い物価上昇につながるようなことが起きてしまうのか。総理にお尋ねします。よい物価上昇をどうやって達成するのか、そして達成時期をいつにするのか、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、物価上昇が行われているにもかかわらず、企業が価格転嫁を行うことができず、結果として収益が圧迫され、賃金が引き上がらない、こうした悪循環は脱しなければならない、こういったことだと思います。

そういったことから、今回、年末に策定した経

濟対策の中においても、まずは価格転嫁、これをしつかり行わなければいけないということで、価格転嫁の施策パッケージ、こうしたもの要用意して、公正取引委員会、中小企業庁、あるいは下請Gメンを始め、関係者が努力することによって、価格転嫁、これをしつかり行うよう政策を進めていきたいと思っております。

そして、その上で、賃上げを企業が積極的に行えるように、賃上げ税制ですとか、公的価格の引き上げですか、政府が率先して呼び水となつて、民間の賃上げの雰囲気をつくつていこう、こういった政策を進めています。

そして、御質問は、よい物価上昇をいつまでに実現するのかということですが、これは、今申し上げたような問題意識を持つて、そして具体的な政策を用意して、そしてしつかりと努力をしたいと思います。

しかし、先ほども申し上げましたが、いい悪いの線引きも含めて、いつそれを実現するかというのではなく、まずは、できるだけ早くこうした賃金が上がりない状況を脱するよう努力をするということを申し上げることしか今はできないのではないか、具体的にいつまでと申し上げることは控えるべきではないかと思つています。

○階委員 繰り返しになりますが、日銀総裁は二年でやると言つていたんですよ。九年たつてもできていないんですよ。期限を区切らないで、同じことの繰り返しになりますよ。

それで、達成時期の話は今言つたような問題がある。達成手段について、価格転嫁のお話を今、

総理、されました。これも、一部プラスになる面はあると思います。

ただ、価格転嫁の話というのは、大企業の下請の中小企業の皆さん、大企業に下請で作ったものを売るときに、なかなか、大企業が交渉力が強いので、高い値段で売れないと、そういう中小企業を助けるための価格転嫁をしましようという話なんですね。

今私が申し上げているのは、中小企業がそういった大企業から、売るんじやなくて仕入れる、仕入れるときは高いです、さっきの物価、見たところ高いものを仕入れて、安いときには消費者に売る、この値段が上がつてこないから細つているわけです、利益が細つていて。それを改善するためには、今の価格転嫁のパッケージでは全く役に立たない、消費者物価の方を上げなくちゃいけないんですよ。分かりますか。

ところが、この消費者物価を上げるというのは、我々の生活実感からしてもなかなか大変です。なかなか大変なんだけれども、やはりこれを何とかしてやつていかないと、いつまでたつても、よい物価上昇、消費が増えて、利益が上がって、賃金が増えて、それがまた消費を生むという好循環にはならないわけです。

中小企業が小売価格、消費者物価に、ちゃんと価格を上げられるようにする、そのために環境を整える必要があると思います。何の環境を整えるか。よい物価上昇に転換するまで、つまり、実質賃金が上がつてくるまでの間は消費税を一時的に減税する。今、一〇%、軽減税率でも八%。

そして、来年からは例のインボイス制度が始まります。一千万円以下の中小企業、あるいはフリーランスの皆さん、このインボイス制度が始まるとますます厳しくなると言われています。これではよい物価上昇にはなかなかたどり着けない。

私たちは、このよい物価上昇に転換するまでの一時的な間、消費税を減税しないと、今までたつてもよい物価上昇は実現できないと思いますが、総理の見解をお尋ねします。

○岸田内閣総理大臣 委員御指摘のように、物価上昇を消費者価格に転嫁することが大事だということ、これはそのとおりだと思います。

ただ、消費者物価に転嫁するための環境を整備しなければいけない、こうした御質問の趣旨に関して言うならば、これは何といつても、社会全体の賃金の引上げ、所得が引き上げられることによつて、事業者も、これは物を販売するなり、サービスを提供するなり、そうした経済活動をしなければいけないですから、消費者物価に転嫁するためには、消費者の心理にしつかり適合した経済活動を行わなきやいけない、消費者物価への転嫁を考えなければいけないわけですから、社会全体の所得や賃金が上がる、上がつた環境がまず実現しないと思い切つた転嫁ができる、これがまづ第一ではないかと思います。

そして、そこにたどり着くまでの様々な施策が必要だということで、この賃金の引上げのために、先ほど、消費者物価への直接の転嫁には影響しないのではないかとおっしゃいました価格転嫁を始めとする様々な施策、これは全体の賃金引上げの

ために重要な施策の一つであると思っています。そして、委員の方は、消費者物価引上げへの一つの環境として、消費税の引下げについて提案されたということですが、この消費税については、様々な政策を考える際に、我々は、消費税というものは、我が国の社会保障を支える重要な財源として、安定財源としてこれは重視しているからして、その引下げというのには政策の手段としては取らないということを申し上げています。

是非、あらゆる政策を動員して、賃金を引き上げる、所得を引き上げる、こういった社会の雰囲気をつくることを念頭に、努力をしていかなければならぬと思っています。

○階委員 私も、消費税が社会保障を支える上で重要だということは認識しています。リフレ派の人からは、私なんか財政規律派だといってさんざんたかれたりもしているんですよ。その私が消費税の引下げを言うというのは、私も相当の覚悟を持ってここに臨んでいるんです。

ただ、今のままだと、悪い物価上昇になつて、賃金は上がらないけれども、物価だけがだらだら上がつていく、これは何としても避けなくちゃいけない。よい物価上昇が実現するまでの間、この過渡的な間は消費税を引き下げてもいいのではないかというふうに私も思い至りました。これは是非考えていただきたい。

そしてもう一つ、年金生活者の問題。

これは非常に今の年金制度というのは複雑になつてまして、今度の四月から〇・四%、年金、引き下がります。

これは、なぜそうなるかというと、物価が去年一年間でいうと、直近では上がっていますけれども、一年間で見ると〇・二%マイナスなんですね。普通、年金生活の人はほかに収入がないわけですから、物価が上がつたら上がつた分だけ年金を増やしてもらう。逆に、下がつたら、まあ、下がつた分ぐらいは年金が下がつても今までと同じ生活は維持できるかなということで、物価スライドというのが原則なわけですね。

ただ、今の制度では、物価以上に賃金が下がつた場合は、賃金に合わせてもっと下げましようという仕組みになつていて、この図でいうと④。今回は④が適用されているわけです。そうなると、どうなるか。物価以上に賃金に合わせて年金が下がるから、生活が苦しくなる。

更に加えて、今回はどうちもマイナスなので、こここの賃金以上に年金を下げるということはないんですけれども、本来であれば、高齢化に向けてだんだん保険料を納める現役世代が少なくなるということで、それに見合つた引下げというのもしなくちやいけない。これをマクロスライドといふんですけど、このマクロスライドは、さすがにこの賃金、物価が下がつてているような状況でマクロスライドをやるのは忍びないということで、こういうときは発動されないんですね。いつ発動されるかというと、将来、賃金が、物価が上がつてきたときに発動されるということで、今は、本来発動されるべきマクロスライドをキヤリーオーバー、宝くじみたいで、宝くじみたいで、ため込んでいるんですよ。

ということは、どうなるか。将来、賃金や物価が上がってきた場合。賃金が上がってきたとしますよう、①とか②とか⑥のケースですね。こうした場合においても、やっぱり物価に見合つたほど年金は上がらない、こういうことになつてくるわけです。

つまり、常に年金は物価に負けてしまう。物価の上昇に年金は負けてしまう。ということは、年金生活者は、長生きすればするほど生活が苦しくなるんです。百年安心年金と言いますけれども、安心なのは年金財政だけで、普通の年金生活者にとっては、百年生きたら不安だらけですよ。

だから、こうした状況を解決するために、私は、いろいろ仲間と知恵を絞りました。やっぱりだんだん、高齢者といつても、今は昔と違つて七十五歳ぐらいまでは何とか、年金だけじゃなくて副収入というか、生きがい就労と呼んでいますけれども、無理のない範囲で働いて収入を増やすことはできるだろうと。ただ、七十五歳過ぎたら年金が頼りなんですよ。そうしたところで、年金がこのような目減りしないような仕組みをつくっていく。

公的年金制度は、将来世代の負担が過重なものとなることを避けつつ、長期的に給付と負担のバランスを確保していくということで、今御指摘のあつた賃金・物価スライド、そして、今回は発動になつていませんが、いわゆる構造的なスライドをやるということで準備がでております。

今、階委員がおっしゃったように、この公的年金制度の所得分配機能、どのように世代間の公平、バランスを今後考えていくかということ是非常に重大な年金制度の課題だというふうに問題意識を共有をいたしております。

○岸田内閣総理大臣 まず、委員が御指摘になりました賃金・物価スライド、それからマクロ経済スライド、この仕組みにつきましては、やはり、将来世代の負担が過重にならないようにしながら長期的な給付と負担のバランスを確保する、あるいは現在の受給世代と将来の受給世代のバランスを図る、こういった観点から、こういった制度自体は重要な制度であると認識をしております。

そして、委員の問題意識として、年金制度を持

えない、つまり物価に對して負けてしまう。こういう年金は改めなくちゃいけないと想いますが、私の今申し上げたような提案も含めて、総理の見解をお答えください。

○後藤国務大臣 今、階委員から、大変に年金の

…（階委員「短くお願ひします、ごめんなさい」と呼ぶ）分かりました。では、短く。

それでは、来年度の年金改定額がマイナスになるというのは、これは物価、賃金のマイナスの影響でございます。

…（階委員「短くお願ひします、ごめんなさい」と呼ぶ）分かりました。では、短く。

公的年金制度は、将来世代の負担が過重なものとなることを避けつつ、長期的に給付と負担のバランスを確保していくということで、今御指摘のあつた賃金・物価スライド、そして、今回は発動になつていませんが、いわゆる構造的なスライドをやるということで準備がでております。

今、階委員がおっしゃったように、この公的年金制度の所得分配機能、どのように世代間の公平、バランスを今後考えていくかということ是非常に重大な年金制度の課題だというふうに問題意識を共有をいたしております。

○岸田内閣総理大臣 まず、委員が御指摘になりました賃金・物価スライド、それからマクロ経済スライド、この仕組みにつきましては、やはり、将来世代の負担が過重にならないようにしながら長期的な給付と負担のバランスを確保する、あるいは現在の受給世代と将来の受給世代のバランスを図る、こういった観点から、こういった制度自体は重要な制度であると認識をしております。

そして、委員の問題意識として、年金制度を持

続可能なものにするにはどうしたらしいのか、こうした問題意識については、基本的に私は、この制度を支える支え手をいかに増やしていくのか、こういった観点で努力をしていく、そして、能力に応じてみんなで支える社会保障制度、こういったものをつくることによって持続可能性を維持していく、こうした考え方に基づいて、これからも全世代型社会保障会議においてしつかり議論をしていただき、持続可能性について追求してもらう、こういった考え方で議論を進めていきたいと考えております。

○階委員 現役世代の負担となるべく増やさないような形で、かつ老後の安心も確保していく、そのための知恵を私たちも出していますので、是非、この点については積極的な議論をお願いしたいと思います。

さて、それでは、物価の話はここまでにしまして、冒頭取り上げました行政あるいは司法の質の低下について取り上げたいと思います。

今回の不正統計の報告書、これは、私が提案して第三者委員会を立ち上げたおかげで、かなり今までの政府の報告書と違つて、事実関係が、役所に不利なこともいろいろ出ていると思います。

特に私が注目したのは、先ほど、途中で改善されたと言いますけれども、改善のタイミングが一年ぐらい遅いわけです。

というのは、令和一年というか、当時はまだ平成の終わりでしたけれども、平成三十一年の一月、この頃、厚労省の不正統計を受けて一斉点検が行われた。そこで、国交省の方でも点検した結果、

担当者は、これ、おかしいよねということで誤りを見つかったんですね。ところが、上司に報告したら、上司はこれを却下した。それで隠蔽されてしまった。こういうことがあるわけですよ。これは、平成三十一年、二〇一九年ですか。

前年には、赤木さんが、近畿財務局で、自分は

反対しているにもかかわらず公文書改ざんを命じられて、そのことがストレスになって自殺に追い込まれている。こういうことがもう役所で行われていたにもかかわらず、また今回こういうことが起きている。だから、この隠蔽体质というものが本当に役所に根差しているんじゃないか、巣くっているんじゃないか、そういうふうに思うわけであります。

今日は時間がないので、本当はいろいろな問題を取り上げたいんですけども、赤木さんの問題に絞つてお尋ねします。

まず、今日、皆さんのお手元の資料にあるんですが、認諾のときに国が出した書面、皆さんのお手元、五ページ目なんですが、要するに、なぜ請求を認諾したかという理由が書いています

が、黄色で線を引かせていただいておりますが、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、精神疾患を発症して自殺に至ったということが真ん中あたりに書いているんですね。やはり、理財局長の指示

というのが非常に大きかったということなわけです。それを国も認めて、もう真相解明もうやむやにしたまま、請求を認諾するに至っています。

ただ、やはり、これだけ理財局長の責任を認め

るのであれば、国は当然、理財局長、佐川さんに対して求償権を行使すべきです。国賠法に基づいて求償権を行使すべきですよ。

この間、代表質問などで総理が、求償権の行使はできないと言っていますけれども、その理由を改めてお尋ねします。

○鈴木国務大臣 森友学園事案につきましては、財務省として、文書改ざん等の問題について説明責任を果たすために、徹底した調査を進めました。文書改ざん等の主たる目的については、調査報告書において、平成二十九年二月以降の国会審議において森友学園の案件が大きく取り上げる中で、更なる質問につながる材料を極力少なくすることであつたと認定していることでありまして、こうした文書改ざんはあつてはならないことであり、誠に遺憾であると思つております。

その上で、国家賠償法におきまして、国が支払った賠償金につきましては、職員に故意又は重大な過失があつたときは、職員個人に求償することができると規定されていると承知をいたしております。

今回の賠償金につきましては、赤木さんが大変厳しい状況に追い込まれてしまつたとき、当時、業務負担の軽減等、様々対応がなされていました。つまり、国が個々の職員に対して求償権を有するものとは考えておりません。

○階委員 おかしいですよね。故意はあつたんじやないです。決裁文書の改ざん指示というふうに国の書面に書いていますよ。故意はあつたと。これはたしか一億一千万ぐらいの請求の認諾だ

つたと思いますが、一億一千万全て、指示者である佐川さんの責任かどうかは、これは議論があると思いますけれども、少なくともゼロということはないでしょう。本当に、私は、もう一億一千万の八割方は佐川さんの責任だと思いますよ。これは一〇〇、ゼロの話じゃなくて、一部でもいいから求償してくださいよ。総理の答弁です。求償してください。

○岸田内閣総理大臣

求償に関する法律的な解釈については、今財務大臣から申し上げたとおりであります。そうした法律的な解釈に基づいて、どうあるべきなのかを考えなければいけない。財務省の判断としては、今回は難しいという判断だと報告を受けております。

○階委員 全く説得力がない説明でした。

それとともに、今回、裁判が終わらせられることによって、真相解明がうやむやになってしまいます。そこで、思い起こすと、キーマンである佐川氏、証人喚問を衆議院と参議院で行いました。それぞれ、三回近く答弁拒否がありました。何の理由で答弁拒否したか。刑事訴追のおそれがあるからということで答弁拒否したんですよ。今、もう刑事手続は終わりましたよね。刑事訴追のおそれはなくなりました。

今こそ、証人喚問をきちんと行って、我々国会の前で、国民の前できつちりとした説明責任を果たすべきだと思います。この点について、総理の見解をお願いします。

○岸田内閣総理大臣

証人喚問、国会でやるべきではないか、こういった御質問ですが、国会にお

いてどういった対応をされるかということについては、国会、与野党において御議論される問題ではないかと認識をしております。

○階委員 私は、今、隠蔽が引きも切らないその大きな理由は、国家公務員の皆さんが何のために仕事をするのか、この目的を失っているからだと思います。権力者のために仕事をする、これは間違っています。

この国家公務員倫理カード、最初のところに、「国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正に職務を執行していますか？」というふうに書かれていますが、今こそそれが国家公務員に徹底されなくてはいけない。総理は、それを徹底する責任があると思いますよ。

この国家公務員倫理カード、ぼろぼろになつてます。これは、亡くなつた赤木さんが、勤務中、肌身離さず持つていたものなんですよ。こういう方がなぜ命を落とさなくてはいけなかつたのか。

これは、しっかりと行政の責任として真相解明をしなくてはいけない。真相解明をするべく、これは佐川さんの証人喚問だけじゃないですよ、国交省と同じような第三者委員会による再調査も必要だと思います。

これをきつちりやる、総理大臣として、また与党の総裁として、このことを約束していただけませんか。お願いします、総理。

○岸田内閣総理大臣

まず、赤木さんがお亡くなつたことについては、改めてお悔やみを申し上げ、御遺族の皆様方にお悔やみを申し上げます。次第ですが、今回の件につきましては、これまで

も、財務省において自らの非を認めた報告書が出され、会計検査院においても二度調査が行われ、そして、第三者であります検察においても捜査が行われ、様々な点が指摘をされ、そして明らかになつてきた、こうしたことであつたと思います。その上で、必要であるならば政治の立場から説明を加えるということ、これは避けてはならないと思っています。こうした形で、引き続き、この事案に対する説明はしっかりと行つていきたいと考えております。

○階委員 最後に、委員長にお願いです。

総理も、説明をしつかり果たしていくことが重要だとおっしゃられましたので、佐川氏の証人喚問、是非この委員会でお願いしたいと思います。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 それでは、質問を終わります。  
ありがとうございました。